

定 期 監 査

1 監査実施日及び対象

- 令和4年10月13日 男女共同参画センター、総合計画推進課、財政課
議会事務局
- 〃 11月 9日 福祉政策室、社会福祉課、障がい福祉課
健康づくり推進課、保健センター、乙訓休日応急診療所
- 〃 11月29日 子育て支援課、新田保育所、深田保育所
- 〃 12月26日 高齢介護課、老人福祉センター
あったかふれあいセンター、教育総務課、学校教育課
生涯学習課、文化・スポーツ振興課、教育支援センター

2 監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和4年度分（必要に応じて過年度分含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部事務処理等に不備及び改善・検討を要する事項が見受けられたので、今後留意して事務を進められたい。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

(1) 男女共同参画センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(2) 総合計画推進課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(3) 財政課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(4) 議会事務局

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(5) 福祉政策室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(6) 社会福祉課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

【令和3年度定期監査に対する措置状況】

① 支出負担行為の確定処理漏れが散見され、昨年度の定期監査時での確認以降改善が見られない。課内の確認体制を見直され、適切に会計処理をされたい。

講じた措置：前年度監査における指摘以後、担当者に決裁後の支出負担行為確定処理を確実にを行うよう周知徹底し、またダブルチェックとして月に1回未確定の支出負担行為伝票が存在しないか確認を行った。

(7) 障がい福祉課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(8) 健康づくり推進課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(9) 保健センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(10) 乙訓休日応急診療所

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(11) 子育て支援課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(12) 新田保育所

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(13) 深田保育所

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(14) 高齢介護課

【監査の結果】

① 監査提出資料において、記載誤りが散見された。課内において、提出資料の確認はもとより資料作成を含む事務等については、人材育成の観点からも改善に努められたい。

(15) 老人福祉センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(16) あったかふれあいセンター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(17) 教育総務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(18) 学校教育課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(19) 生涯学習課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(20) 文化・スポーツ振興課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

【令和3年度定期監査に対する措置状況】

- ① スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業補助金において、団体の積立金の増額については精査の上、認められたい。

講じた措置：団体に対し、下記の点を周知徹底した。

- ・補助金は単年度の精算を前提とするが、例外的に金額が大きく単年度で購入できない備品等を購入する予定がある場合にのみ、計画的な積立を認める。(積立を認める条件を下記のとおり定めた)

◆積立条件

- ・当初予算において積立金を計上しており、予算の範囲内での積立であること。
- ・積立金が必要な根拠の提示。(購入品のリスト、金額等)
- ・積立金の取り崩し(購入)に係る資料の提示を行うこと。

- ② スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業補助金において、補助金の不要額の精算について見直されたい。

講じた措置：補助金の趣旨に従い、概算払いにより交付を行った補助金について、事業収支決算が歳出<歳入となった場合、その収支差額は全額、返還金として取り扱うこととした。(令和3年度より適用)

(21) 教育支援センター

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。